

## 建設業者のアスベスト被害の補償・救済を進めよう

働くもののいのちと健康を守る全国センター副理事長

九州社会医学研究所名誉所長

医師 田村 昭彦

はじめに

私は「働くもののいのちと健康を守る全国センター(いの健)」副理事長で、九州社会医学研究所の名誉所長も務めています。

「いの健」は1989年に設立され、働く人々の「健康障害と災害・疾病の防止」「安全衛生の確保と完全な補償の実現」「いのちと健康を守る事業を通じて、人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与すること」を目的に掲げています。

労働者にとどまらず、中小自営業者や農漁民を含む、全ての働く人々の健康を守る組織として、多くの団体・個人から多大なご支援・ご協力を得てきました。

2005年以降、アスベストによる健康被害が大きくクローズアップされてきました。アスベストの多くは、建材として使用されたため、被害者の過半数は大工や内装工、電工、左官、配管工、塗装工などの建設作業員です。

建設業は、重層下請け構造の下、多くの自営業者、家族従業員が働いています。その中に、アスベストによる健康被害を受けている方もおられるのではないのでしょうか。

こうした被害に遭われた方は、ぜひ「建設アスベスト被害の補償・給付制度」を活用していただきたいと思います。

最高裁で国に勝訴

建材メーカーも和解合意

建設業に従事してアスベスト被害を受けた人々が08年に、全国で立ち上がり、建設アスベスト訴訟のたたかいが始まりました。粘り強い運動の成果として、21年5月には、国と一部建材メーカーの責任を認めた最高裁判決を勝ち取りました。さらに同年6月には、全会一致で成立した「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等に関する法律」に基づき、建設アスベスト給付金制度が始まっています。

この訴訟は、訴えた人々自身の救済にとどまらず、同じ被害に苦しむ仲間を広く救済することを目的にした「政策形成型訴訟」として取り組まれ、その成果を結んだ画期的な裁判でした。しかし、同制度は国との間の給付・補償にとどまり、建材メーカーに対する補償については、課題が残されていました。

その後も粘り強く建材メーカーとたたかい続け、ついに25年8月7、8の両日、東京高裁と大阪高裁で建材メーカーの責任を認める勝利的和解が成立しました。これは、建設作業員のアスベスト被害救済における新たな前進であり、被害者救済の枠をさらに広げる歴史的な成果となっています。

ます。

### 被害への補償・救済制度

建設作業でアスベスト被害を受けた人への補償・救済には、五つの仕組みがあります(資料1)。

それぞれ対象者や支給条件が異なり、建設アスベスト給付金制度は「国の責任」を前提とした給付、労災補償・特別遺族給付金は労災保険制度に基づく補償です。さらに、これらの対象とならない人には石綿(アスベスト)救済法が適用されます。

このように複数の制度が組み合わさって、被害者の救済・補償が構成されています。

建設アスベスト給付金は、国の責任を認めた最高裁判決を踏まえて創設された制度です。その概要や請求については、QRコードを参照してください。

給付金の対象となるのは、次の二つの条件に当てはまる人です。①1972年10月～2004年9月までに、石綿の吹き付け作業に従事した人、②1975年10月～2004年9月までに、屋内作業が行われた建設現場で石綿ばく露を受け、対象疾患を発症した人――。

ここで注意すべきは、労災と異なり「屋内作業に限定」される点です。具体的な職種は、資料2に例示されています。大工や左官、鉄骨工、溶接工、内装工、塗装工など屋内での業務が対象ですが、屋根工など屋外作業者は対象外となります。ばく露期間や作業環境の限定が、今後の課題とされています。給付額は「石綿肺管理区分」(資料3)や疾患の重症度に応じて異なります(資料4)。

重要なのは、この給付金が労災や石綿救済法による補償とは別に支給される制度である点です。つまり、労災給付を受けた人も、重ねて申請・受給が可能です。

対象とされるのは次の五つの疾患です。①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴う「びまん性胸膜肥厚」、⑤良性石綿胸水――。

認定基準は、労災の補償制度を準用しています。そのため、これまで石綿救済法で対象外とされてきた被害者も、新たに救済対象となる可能性がある点は重要です。

資料1 建設作業におけるアスベスト被害の補償・救済制度

| 区分  | 制度名          | 対象                                      | 特徴・概要                                       |
|-----|--------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------|
| (A) | 建設アスベスト給付金   | 建設アスベスト訴訟に基づく対象者                        | 2021年成立の給付金制度。国との間で和解し、被害を広く救済するための仕組み。     |
| (B) | 労災補償         | 労働者、または労災保険の一人親方特別加入者                   | アスベスト被害が業務起因と認定されれば、医療費・休業補償・遺族補償などが支給される。  |
| (C) | 特別遺族給付金      | 労働者または労災特別加入者で、アスベスト関連疾患により死亡後5年を経過した遺族 | 労災請求が時効になった遺族を対象とする制度。                      |
| (D) | 石綿救済法        | (B) (C) の対象とならない者                       | 環境曝露など労災認定を受けられない被害者や遺族を救済。医療手当や特別遺族弔慰金を支給。 |
| (E) | 建材メーカーに対する補償 | 被害を受けた作業員や遺族                            | 集団・個別訴訟を通じて責任を追及。2025年には東京高裁・大阪高裁で勝利的和解が成立。 |

資料2 建設アスベスト給付金の支給対象となる職種の例

| 分類      | 主な職種                                        |
|---------|---------------------------------------------|
| 木工・内装系  | 大工（墨出し・型枠を含む）、軽天工、タイル工、内装工、建具工、畳工、サッシ工、ガラス工 |
| 仕上げ系    | 左官、塗装工、吹付工、ブロック工                            |
| 鉄・溶接系   | 鉄骨工（建築鉄工）、溶接工、機械工                           |
| 解体・はつり系 | はつり、解体工                                     |
| 設備系     | 配管設備工、ダクト工、空調設備工、空調設備撤去工、電工・電気保安工、保温工、防災設備工 |
| 特殊工事系   | エレベーター設置工、自動ドア工、築炉工                         |
| 付帯作業    | 清掃・ハウスクリーニング                                |
| 管理系     | 現場監督                                        |



[建設アスベスト給付金制度の概要](#)



[建設アスベスト給付金請求の手引き①](#)



[建設アスベスト給付金請求の手引き②](#)

資料3 石綿肺管理区分

| 管理区分  | じん肺健康診断の結果                                                                                                                                     |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理1   | じん肺の所見がないと認められるもの                                                                                                                              |
| 管理2   | エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの                                                                                                      |
| 管理3 イ | エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの                                                                                                      |
| 管理3 ロ | エックス線写真の像が第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の、3分の1以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの                                                                    |
| 管理4   | 1.エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る）と認められるもの<br>2.エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型または、第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの |

資料4 建設アスベスト給付金の給付額

|   |                                               |        |
|---|-----------------------------------------------|--------|
| 1 | 石綿肺管理2で、じん肺法所定の合併症（※）のない方                     | 550万円  |
| 2 | 石綿肺管理2で、じん肺法所定の合併症のある方                        | 700万円  |
| 3 | 石綿肺管理3で、じん肺法所定の合併症のない方                        | 800万円  |
| 4 | 石綿肺管理3で、じん肺法所定の合併症のある方                        | 950万円  |
| 5 | 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿管理4、良性石綿胸水である方 | 1150万円 |
| 6 | 上記1、3により死亡した方                                 | 1200万円 |
| 7 | 上記2、4、5により死亡した方                               | 1300万円 |

※肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸のこと

対象疾患ごとの留意点

(1)中皮腫

アスベストによる健康被害の典型的な病気が中皮腫です。

肺や心臓、胃腸や肝臓などの腹部臓器、精巣は、それぞれ胸膜、心膜、腹膜、精巣鞘膜と呼ばれる薄い膜に包まれています。中皮腫とは、これらの膜に発生する悪性腫瘍(がん)のことを指します。

中皮腫は悪性度が非常に高く、毎年1500人以上の方が、この病気で亡くなっています。その大

部分がアスベストばく露によるものとされています。アスベスト被害を示す代表的な疾患であるため、次の制度による救済が認められています。▶労災▶石綿救済法▶建設アスベスト給付金制度――。

給付金制度の対象となる場合も、同時に労災や石綿救済法による申請を行うことが必要です。複数制度を組み合わせることで、より確実な補償を受けられる仕組みになっています。

## (2)肺がん

日本における肺がんの死亡者数は年々増加しており、23年には7万5762人(男性5万2908人、女性2万2854人)と、がん死亡原因の中で最も多い病気となっています。ところが医療現場では、肺がんの原因を「喫煙」に限定して語られることが多く、アスベストなどの有害物質との関連が十分に検討されていないのが実態です。

肺がんの全てが、建設アスベスト給付金や労災の補償対象となるわけではありません。認定されるには「アスベストばく露の医学的証拠」が必要であり、その代表が胸膜プラークです(胸膜プラークがなくても「石綿肺」の合併がある場合には、認定対象となります)。

全日本民医連は08～09年に、「アスベスト多施設調査」を実施しました。この調査で解析された885例の原発性肺がんのうち、12.8%に胸膜プラークの合併が確認されました。これは労災や建設アスベスト給付金の対象となる可能性がある症例です。さらに職種別に見ると、建設業従事者37.7%、電気工事従事者21.4%と高い割合を示しました。つまり、職歴が合致すれば、建設アスベスト給付金の対象となる可能性が極めて高いことを示しています。

胸膜プラークの有無は、胸部エックス線や胸部CT検査で判定されます。アスベストばく露歴のある肺がん患者にとって、これらの検査による診断は、補償・救済を受けるための重要な根拠となります。

## (3)石綿肺

石綿肺は、粉じんを長期間吸い込むことで発症する「じん肺」の一種です。アスベストばく露により、肺に線維化が進行し、呼吸機能が低下する病気です。

今回の建設アスベスト給付金制度では、従来の労災補償や石綿救済法に比べ、対象が大幅に拡大されている点が特徴です。従来の制度では、軽度～中等度の石綿肺である「管理2」「管理3」に該当する人(資料4の1、3)は、何の補償もありませんでしたが、全てが給付対象とされました。

労災の場合、石綿肺と診断された人で「著しい呼吸困難がある」「続発性気管支炎や肺結核などの合併症がある」場合に認定されます。資料4でいえば、2、4、5です。

石綿救済法の場合、認定されるのは「著しい呼吸困難があるとき」のみです。資料4でいえば、5に限られます。

石綿肺は医療現場でも「肺がくもっている」「特発性間質性肺炎」と診断されてしまい、正しく石綿肺と診断されていないケースが少なくありません。特に中小自営業者の場合、じん肺管理区分

の制度対象から外れており、救済が遅れてきました。

今回の給付金制度は、こうした人々も幅広く救済の対象に含めるものです。とりわけ資料4の1～4に該当する建設作業者に、制度を周知徹底することが重要です。

(4)びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水

びまん性胸膜肥厚と良性石綿胸水は、どちらもアスベストによる深刻な被害です。しかし現実には、労災申請者が極めて少ないのが現状です。

中でも胸に水がたまり、強い痛みや息苦しさをもたらす「良性石綿胸水」は、石綿救済法の対象から外されています。この病気に苦しむ仲間に「あなたの病気も、アスベストによるものだ」と伝えることが、何よりも大切だと思います。

地域の総合力で

全ての被害者救済を

建設アスベスト給付金を受けた人は25年9月末までに、8719人いました(資料5)。しかし、建設業でのアスベスト被害は、この何倍もあるはずです。

全国各地で、まだ救済されていない仲間が数多く取り残されています。

建設アスベスト訴訟は、全建総連や建交労を先頭に、全国的にたたかわれましたが、中心は関東・関西・九州・北海道などに限られ、原告は千人程度でした。しかし、私たちが勝ち取った給付金制度は、全国の仲間を対象にした制度です。

だからこそ、全国を視野に入れた運動が必要です。じん肺弁護団の弁護士、民医連、建設労働組合とともに、建設業に関わる多くの組織が力を合わせることを求められています。各県のいのちの健の地方センターとも連携し、困っている仲間を一人でも多く救い出しましょう。

(たむら あきひこ)

資料5 建設アスベスト給付金支給件数

| 病名       | 支給件数  |
|----------|-------|
| 中皮腫      | 4,428 |
| 肺がん      | 3,288 |
| 石綿肺      | 515   |
| びまん性胸膜肥厚 | 357   |
| 良性石綿胸水   | 131   |
| 合計       | 8,719 |

本稿は、『月刊民商 788号』(全国商工団体連合会、2025.11)に掲載された論考に事務局が若干の加筆を行った上、関係者の了解を得て転載するものである。